

生活困窮者自立支援における 新型コロナウイルス感染症の 影響と対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場の状況は一変。自立相談支援機関では、**感染防止策**を講じつつ、連日、**急増する相談に対応**。

【件数の増加】

○自立相談支援件数(令和2年4~9月)

相談件数:**約39.2万件**※(令和元年度24.8万件)

※速報値(未報告あり)

○住居確保給付金(令和2年4~10月)

支給件数:**約11万件**(令和元年度 約4千件)

○緊急小口資金等の特例貸付(令和2年4~11月)

貸付件数:**約133万件**(令和元年度 約1万件)

【件数の増加に伴う現場への影響】

○相談件数の急増による深刻な**人手不足**

- ・新規相談受付件数について、今年4~9月の実績は昨年度1年分の実績の**1.9倍**(※)
- ・今年10月時点の職員数は、今年4月と比較して全体で**11.4%**の増(主に非正規職員)(※)

○**労働環境の改善**の必要性

- ・相談員等の時間外労働が過重となっている社協は**56.6%**(人口20万人以上の市では**76.5%**)(※)

○通常の**相談支援が行えない**状況

(※) 令和2年11月25日「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査報告書」全国社会福祉協議会地域福祉部

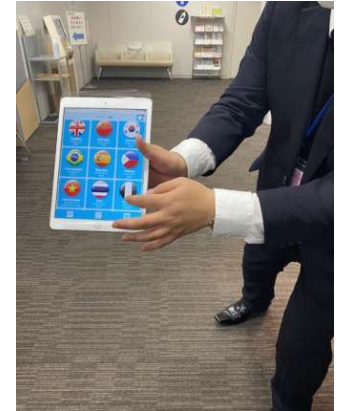


現場への影響とその対応

- コロナを機に、個人事業主、フリーランス、外国籍といった、これまでつながりの薄かった方々の相談が増えていることや、対面支援が困難となっているなどに、**試行錯誤しながら支援を実施。**

【現場における対応】

- ・ 個人事業主、フリーランスの相談者向け
持続化給付金等事業者向けの**他制度も含めたパンフレットの配布**
- ・ 外国籍の相談者向け
翻訳アプリや外国語パンフレットの活用
- ・ 対面支援が困難な状況下への対応
SNSやオンラインを活用した事業実施
- ・ その他の支援
生活困窮者のニーズに応じた**関係機関へのつなぎや情報提供、食料提供**



【国の対応】

- ・ 緊急小口資金等の特例貸付
- ・ 住居確保給付金の支給
- ・ 住まい対策の推進
- ・ 自立相談支援機関の機能強化
- ・ 緊急小口資金等の特例貸付と自立相談支援機関・生活保護制度との連携
- ・ 年末年始の対応

➡ コロナへの対応を通して見えた課題については、今後整理を行う予定

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和2年4月以降の新規貸付は本則で対応。

第3次補正予算案:4,199億円
(予算措置額合計:1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第1次補正予算額 359億円
令和2年度第2次補正予算額 2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- 緊急小口資金等の特例貸付については、これまで3回(6月、9月、12月)受付期間の延長を実施。
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

償還免除について: 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

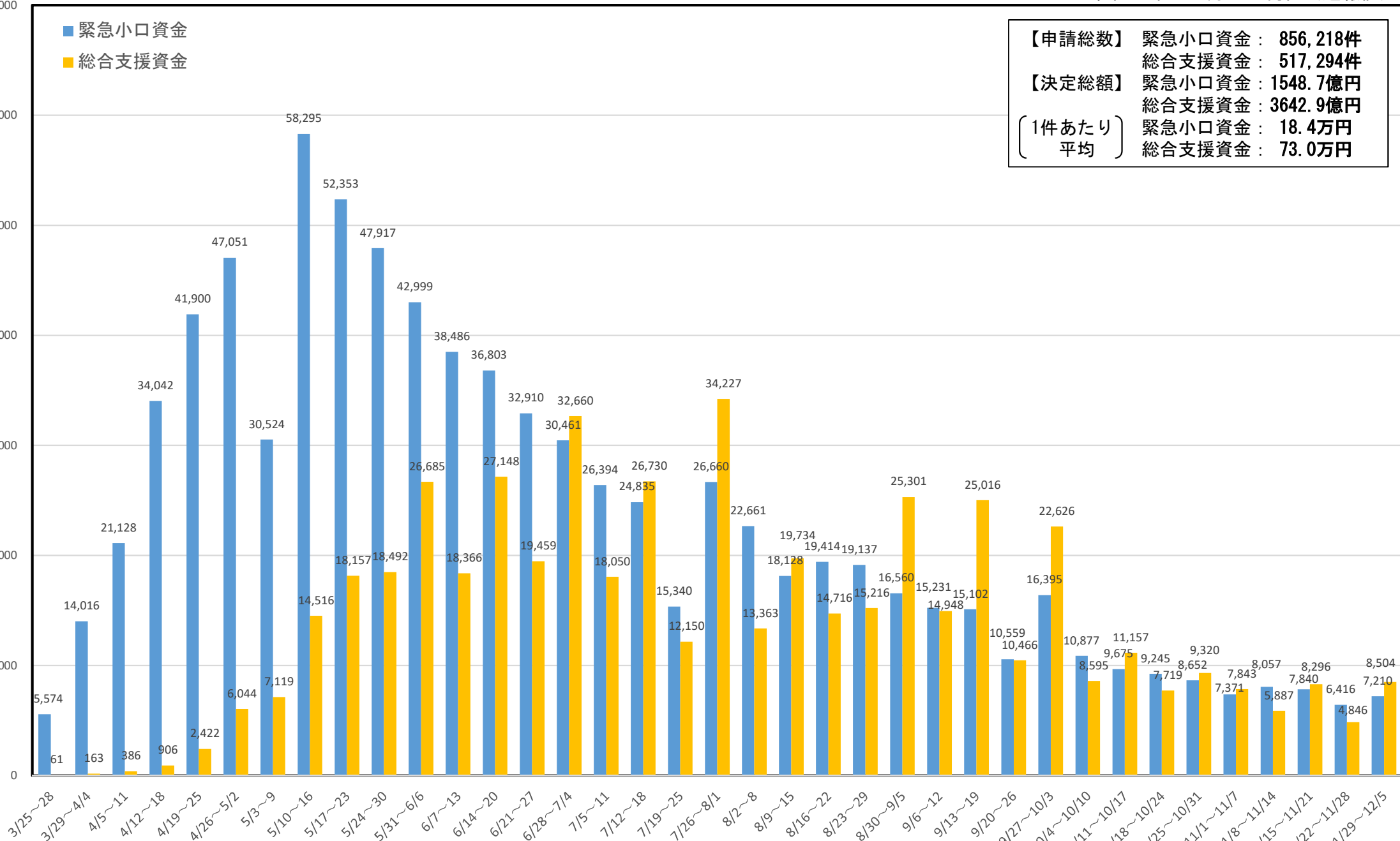
緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和2年12月9日現在（速報値）

(件)
70,000

■ 緊急小口資金
■ 総合支援資金

【申請総数】	緊急小口資金	856,218件
	総合支援資金	517,294件
【決定総額】	緊急小口資金	1548.7億円
	総合支援資金	3642.9億円
【1件あたり平均】	緊急小口資金	18.4万円
	総合支援資金	73.0万円



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和2年度予備費(9/15)措置額:219億円

令和2年度当初予算額 227億円の内数
令和2年度第1次補正予算額 27億円
令和2年度第2次補正予算額 73億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症対応の特例として、最長9ヶ月の支給期間を最長12ヶ月に延長。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

- ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

・4月20日～
休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者に対象を拡大。
・4月30日～
当分の間ハローワークへの求職申込を不要とした。

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
- ② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

等

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、

2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

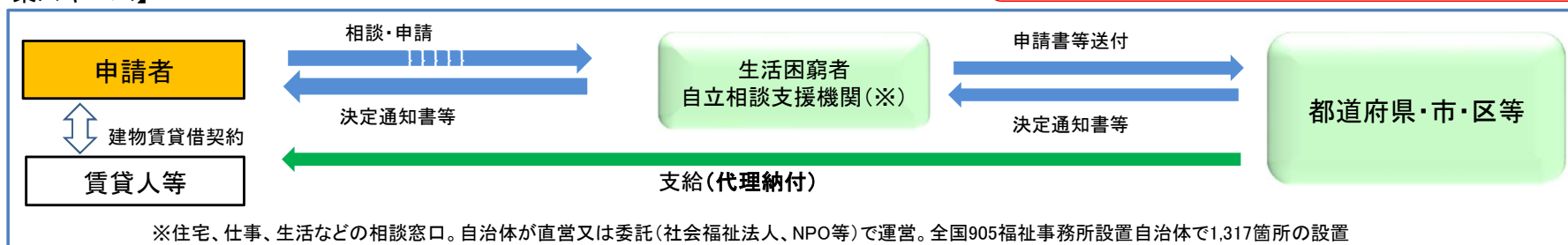
【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

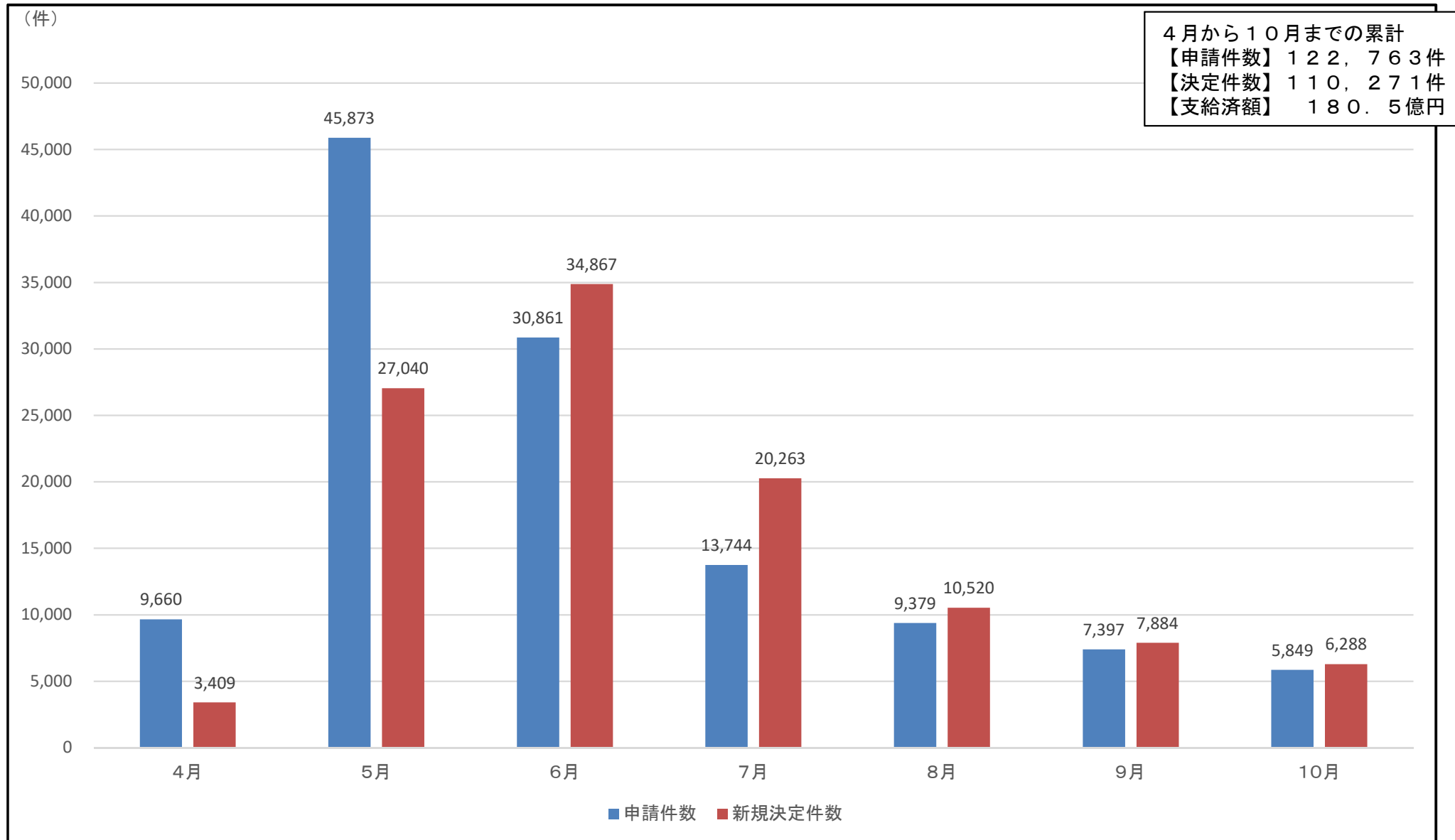
【事業スキーム】

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能



住居確保給付金の申請・決定件数の推移

令和2年11月20日現在（速報値）



（参考）令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

コールセンターや特設サイトの開設

- 生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金に関する特設サイトを開設し、自治体の相談窓口や申請方法を案内。
 - 緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金のコールセンターをそれぞれ開設（毎日9:00～21:00）。
- （11月の平均入電件数は、緊急小口資金等は約300件／日、住居確保給付金は約70件／日）

厚生労働省 生活支援特設ホームページ
生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金



新型コロナウイルス感染症の影響で

収入が減少し 生活に困窮する方へ

生活資金でお悩みの方へ

生活福祉資金の特例貸付

緊急小口資金

緊急・一時的に生活費が必要な方

総合支援資金

生活再建までの間の生活費が必要な方

新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などになり、収入が減少して生活資金にお悩みの方へ、特例貸付を実施します。

住居を失うおそれがある方へ

住居確保給付金

離職・廃業から2年以内の方
または
休業等により収入が減少し、
離職・廃業と同程度の状況にある方

に対して、原則3ヶ月(最大9ヶ月)、
家賃相当額を自治体から家主さんに支給
します。

お住まいの地域の自立相談支援機関を下記より確認する

お住まいの地域の申請・相談窓口と支給上限額をご案内いたします。
現在お住まいの市区町村でご確認ください。

都道府県を選択してください。

千葉県

市区町村を選択してください。

野田市

千葉県 野田市

申請・相談窓口

窓口名	住所	電話番号	申請方法
野田市パーソナルサポートセンター	野田市鶴牽7-1	04-7125-2212	このホームページで申請書をダウンロードして、郵送での申請が可能です。 ダウンロードはこちら

支給上限額

世帯の人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
支給上限額	41,000円	49,000円	53,000円	57,000円	64,000円

※ 特設サイト (<https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>)

緊急小口資金等の特例貸付に関するYouTube上での周知

- 緊急小口資金等の特例貸付については、市区町村社会福祉協議会や厚生労働省のコールセンター等で多数の問い合わせが入っているところ、効率的な制度周知の強化等の観点から、制度の概要や申請書の書き方・留意事項等をまとめた動画を作成し、YouTubeに掲載。

① 制度概要編

～「緊急小口資金」と「総合支援資金」貸付のご案内～



社会福祉協議会では
新型コロナウイルス感染症の影響によって
休業や失業状態などになり
収入が減少して生活資金にお悩みの方に対して
特例貸付を実施しています

①制度概要編 ～「緊急小口資金」と「総合支援資金」貸付のご案内～

24,083 回視聴・2020/09/30

高評価 低評価 共有 保存 ...

(<https://www.youtube.com/watch?v=i339Vovm-S4>)

② 申込書類の書き方編

～「緊急小口資金」貸付の申込書類作成～



■ 申込に必要な書類について 次の3つの書類を用意します

住民票	通帳または キャッシュカードのコピー	本人確認書類 (いずれか一つのコピー)
<ul style="list-style-type: none">世帯員全員が記載されたもの本籍地とマイナンバーの表示は不要	<ul style="list-style-type: none">金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が分かる部分	<ul style="list-style-type: none">運転免許証 (住所変更がある場合は裏面も)パスポートマイナンバーカード (表面のみ)健康保険証在留カード (特別永住者証明書) ※外国籍の方

②申込書類の書き方編 ～「緊急小口資金」貸付の申込書類作成～

84,389 回視聴・2020/05/27

高評価 低評価 共有 保存 ...

(<https://www.youtube.com/watch?v=pX7b7I4lytM>)

③ 提出前確認編

～「緊急小口資金」貸付の申込書類郵送前の再点検～



■ 同封書類の確認

住民票	<input type="checkbox"/> 世帯の全員が記載されていますか
通帳や キャッシュカードの写し	<input type="checkbox"/> 金融機関名・支店名・口座名義・口座番号が分かるようになっていますか
運転免許証や 健康保険証などの 本人確認書類	<input type="checkbox"/> コピーがありますか

③提出前確認編 ～「緊急小口資金」貸付の申込書類郵送前の再点検～

3,341 回視聴・2020/09/30

高評価 低評価 共有 保存 ...

(<https://www.youtube.com/watch?v=mg1Gs uOno90>)

やさしい日本語、外国語によるパンフレットの作成

○厚生労働省WEBサイト

(外国語) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

(やさしい日本語) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、**原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。**

市役所 → 家主さんに直接家賃をお支払い!

申請できる方は

これまで 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

4月30日からはさらに使いやすく

ハローワークへの求職申込みが不要に

住居確保給付金申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで

自立相談支援機関一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから →



(英語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、中国語、ベトナム語、やさしい日本語)

○生活福祉資金についても、やさしい日本語、外国語パンフレット(9カ国語)を作成。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

生活を支えるための支援策をまとめたリーフレットの作成

- 生活を支えるための各種手当や助成金等の支援策をわかりやすくまとめたリーフレット「生活を支えるための支援のご案内」を作成し、厚生労働省のHPやSNS等において周知。

厚生労働省

生活を支えるための支援のご案内

令和2年10月1日更新

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

- **子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯向け）** P.5
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別給付金（一時金）を支給します。
- **低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金** P.6
新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。
- **緊急小口資金・総合支援資金（生活費）** P.7
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。
- **持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）** P.8
新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。
- **家賃支援給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）** P.9
5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。
- **日本政策金融公庫（日本公庫）及び沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等** P.10
新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。
- **民間金融機関による実質無利子・無担保融資** P.11
新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。
- **社会保険料等の猶予** P.12 ~ P.15
生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。
- **厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定** P.16
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった場合に、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、特例により翌月から改定することができます。
- **生活困窮者自立支援制度** P.17
様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

厚生労働省

生活を支えるための支援のご案内

- **住居確保給付金（家賃）** P.18
休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。
- **生活保護制度** P.19
現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

- **傷病手当金** P.20
健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。
- **休業手当** P.21
会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。
- **雇用調整助成金** P.22
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。
- **新型コロナウイルス感染症対応休業支援金** P.23
新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。
- **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金** P.24
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します。
- **両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））** P.25
新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

生活困窮者等の住まい対策の推進

令和2年度 第二次補正予算:26億円

事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

【支援内容(例)】

①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

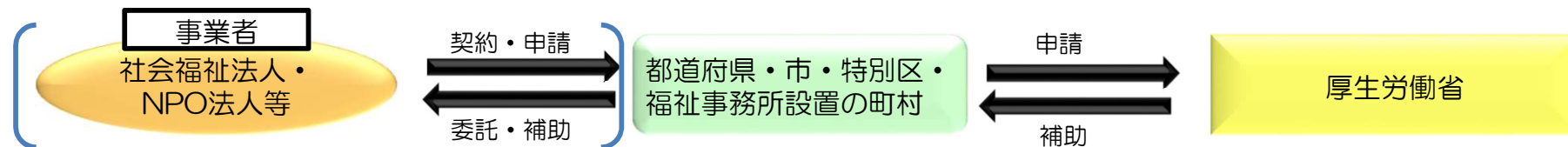
②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

補助スキーム等



(1)実施主体:都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)

(2)補助率:国3/4、自治体1/4

生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度 第三次補正予算案

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

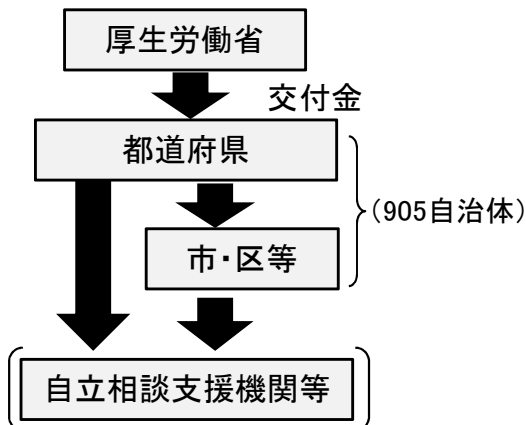
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
905自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネーター機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

緊急小口資金等の特例貸付と自立相談支援機関・生活保護制度との連携

- 緊急小口資金等の特例貸付においては、まず緊急小口資金を利用していただき、なお収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に総合支援資金により対応。
- 緊急小口資金については、自立相談支援事業による支援は貸付要件としないが、総合支援資金については、自立相談支援機関からの支援を受けることへの同意を貸付要件とし、自立に向けた相談と併せて支援を実施（令和2年10月～）。
- また、総合支援資金は、はじめ3か月間の生活費を貸し付け、3か月目において、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯については、自立相談支援機関が面談を行い、支援を継続的に行うとともに、3か月の延長貸付を実施（※）。
- 福祉事務所による対応が必要と考えられるケースについては、
 - ・ 生活保護担当への情報共有
 - ・ 必要に応じた同行支援の実施等を行うことにより、生活保護制度との連携を適切に実施。

「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日社援保発第0327第1号・社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知（抜粋）

5 連携の対象者

自立相談支援機関又は福祉事務所は相談者からの相談等を聞き取り、必要に応じて、相互に連携すること。

(1) 自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ者は以下のような者が考えられる。

① 要保護者となるおそれが高い者

② 支援途中で要保護状態となった者

(例) ・会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合

・預貯金が残りがわずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保護状態となった者

・住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護状態となった場合

支援の現場における年末年始の対応

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、本年の年末年始において、居所を失った又は居所を失うおそれのある方、その他の生活に困窮した方への迅速な対応が例年以上に必要となることが考えられる。
- このため、生活困窮者自立支援制度の相談等の対応については、地方自治体に対して以下の対応例を示し、福祉事務所とも連携の上、地域の実情を踏まえた必要な対応を行うよう依頼。
※「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」(令和2年11月24日厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

※【括弧内】は、主な対応機関

年末年始に備えた事前の対応

- ア 年末年始(令和2年12月29日～令和3年1月3日。以下同じ。)の臨時窓口(開所日、開所時間、場所等)・連絡先の調整。【生活困窮者自立支援制度担当課(室)、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- イ アに関するチラシ等による周知(地域の関係機関とも連携すること。)。【地方自治体本庁、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- ウ 年末年始の生活や資金、住まいに不安がある方や、既に相談等を受けている方のうち、生活や資金に懸念がある方等に対する事前相談の促しや連絡の実施。【自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会】
- エ 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの入所枠の確保やホテル、旅館、アパート等借上、無料低額宿泊所等との連携に関する事前調整。【ホームレス自立支援担当課(室)】
- オ 年末年始に緊急に貸付金の送金が必要なケースが発生した場合における年末年始の銀行の振込業務の対応予定の確認【都道府県社会福祉協議会】

年末年始の対応

- ア 年末年始の臨時窓口の開所【自立相談支援機関、ホームレス自立支援担当課(室)、市町村社会福祉協議会】
- イ 輪番制、緊急連絡網等の整備と当番職員が連絡を受ける体制の確保及び関係機関との情報共有。【生活困窮者自立支援制度担当課(室)、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- ウ アや緊急連絡に関するチラシやホームページ等による周知。【地方自治体本庁、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- エ ホームレス等で急迫されている方からの連絡や相談があった場合には、一時的な宿泊施設等における入所支援を行う。また、必要に応じて、福祉事務所と連携を行う。【ホームレス自立支援担当課(室)、自立相談支援機関】
- オ 手持ち金がなく、貸付の相談等があった場合には、食糧支援や貸付金の迅速な振込、一時的な宿泊施設への入所支援等、必要な対応を行う。【自立相談支援機関、ホームレス自立支援担当課(室)、市町村社会福祉協議会】